

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 13 節 軽減税率</p> <p>(でん粉糖等の製造に使用するでん粉に関する用語の意義及び取扱い等) 9—7 令第 32 条第 1 項第 9 号及び同条第 2 項第 7 号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>これらの号に規定する「でん粉糖」とは、でん粉を酸又は酵素で加水分解することにより製造される水あめ、ぶどう糖等の糖類をいう。</p> <p>(参考) (省略)</p> <p>これらの号に規定する「デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスタークリー」とは定率法別表第 35.05 項に掲げるもの（その範囲については、関税率表解説（令和 3 年 11 月 30 日財関第 866 号）第 35.05 項を参照）に該当するものをいう。</p> <p>(参考) (省略)</p>	<p>第 13 節 軽減税率</p> <p>(でん粉糖等の製造に使用するでん粉に関する用語の意義及び取扱い等) 9—7 令第 32 条第 1 項第 9 号及び同条第 2 項第 7 号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>これらの号に規定する「でん粉糖」とは、でん粉を酸又は酵素で加水分解することにより製造される水あめ、ぶどう糖等の糖類をいう。</p> <p>(参考) (同左)</p> <p>これらの号に規定する「デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスタークリー」とは定率法別表第 35.05 項に掲げるもの（その範囲については、関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）第 35.05 項を参照）に該当するものをいう。</p> <p>(参考) (同左)</p>
<p>第 13 節の 2 経済連携協定に基づく製造用原料品の譲許の便益の適用</p> <p>(製造工場の承認申請書の添付書類)</p> <p>9 の 2—5 製造工場の承認の申請に際し、承認申請書に添付すべき書類及びその取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「登記事項証明書」は、申請者が法人の場合に添付させることとする。 <u>ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 11 条に基づき、税関職員が法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。</u>申請者が個人の場合にあつては、これらの書類に代えて住民票を添付させる。</p> <p>(3) 「申請者の信用状況を証するに足りる書類」としては、申請者が法人の場合にあつては、最近の事業年度における事業報告書を、申請者が個人の場合にあつては、納税証明書又はこれらの書類以外の書類でその資産状態を表示するものをそれぞれ添付させる。</p> <p>(4) 及び (5) (省略)</p>	<p>第 13 節の 2 経済連携協定に基づく製造用原料品の譲許の便益の適用</p> <p>(製造工場の承認申請書の添付書類)</p> <p>9 の 2—5 製造工場の承認の申請に際し、承認申請書に添付すべき書類及びその取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「登記事項証明書」は、申請者が法人の場合に添付させることとし、申請者が個人の場合にあつては、これらの書類に代えて住民票を添付させる。</p> <p>(3) 「申請者の信用状況を証するに足りる書類」としては、申請者が法人の場合にあつては、最近の事業年度における事業報告書を、申請者が個人の場合にあつては、納税証明書又はこれらの書類以外の書類でその資産状態を表示するものをそれぞれ添付させる。</p> <p>(4) 及び (5) (同左)</p>